

当金庫の預金商品の概要	
1. 商品名	勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅）
2. 販売対象	・ 勤労者である個人（契約時満 55 歳未満の方）
3. 期 間	・ 積立期間 5 年以上（年 1 回以上、定期的に預入することが必要。）
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 給与または賞与からの天引きによる。 ・ 1, 0 0 0 円以上 ・ 1, 0 0 0 円
5. 払戻方法	・ 住宅取得、住宅の増改築、リフォーム資金への充当のため一括して支払います。
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・ 各積立預入時の当金庫所定の利率を適用します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で、1 年毎の複利計算。
7. 税 金	・ 550 万円まで非課税（ただし、財形年金と合算で 550 万円。） ・ 残高が 550 万円を超過した場合、又は積立中断期間が 2 年以上に及んだ場合等非課税の要件を満たさなくなった場合は、その後に支払われる利息に 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ やむを得ない事情により住宅取得等以外の目的で払戻す場合は、過去 5 年間さかのぼって利息に 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	——
10. 中途解約時 の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、預入された各期日指定定期預金毎に預入期間に応じた中途解約利率によって、預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 ・ 中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。
12. リスクに関 する事項	・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）